

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1. 開会

2. 市長挨拶

（挨拶）

3. 案件

【会長】

本審議会の運営に関する議事録作成についての対応を協議する。

議事録公表について委員名簿は氏名を公表するが、個々の発言と要旨については単に委員と表記し、要点の取り纏めとすることを各委員に確認したうえで、最終の議事録作成は委員長に一任することとする。ご了承を願いたい、いかがか。

【委員一同】

異議なし

【会長】

また、本日の会議は、和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則に基づき、傍聴者の入室を認めている。傍聴者があれば入室していただきたい。

【事務局】

傍聴者なし

【会長】

では、案件1「振り返り」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

案件1「振り返り」説明

【会長】

ただいまの事務局の説明について意見や質問をいただきたいが、どうか。

（意見なし）

【会長】

では、案件2の「（仮称）第2期和泉市人権教育・啓発推進計画策定に係る市民意識調査の実施について」、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

案件2「(仮称)第2期和泉市人権教育・啓発推進計画策定に係る市民意識調査の実施について」説明

【会長】

ただいまの案件について意見や質問、また、事前の意見に関する補足の説明などがあればお願いしたいかがか。

【委員】

前回調査は16歳以上2,000人を対象にしているが、今回調査ではなぜ18歳以上3,000人を対象にしたのか。続いて、資料の2-2の2ページ(7)の感染症についての設問で、エイズ患者とHIVを削除しても、カッコ内のウイルス表示に「エイズウイルス」は残すべきではないのか。また、3ページの回答欄の(7)のHIVの後にエイズウイルスを書き加えるべきではないか。

最後に、資料2-2の20ページ問31の回答欄の11「男性も生活者として自立できる」という表現は、「女性ならば当然」といった暗黙の前提を含んだジェンダー差別ではないかと思うが、どうか。

【事務局】

対象年齢を変更した理由については、大阪府民意調査の調査結果と和泉市全体調査の調査結果の比較のために大阪府の調査の条件に合せたためである。また、ご指摘の2点目の設問の表現と3点目の表現についても再度検討させていただく。

【委員】

2ページの間6の内容は法務省で取り上げた人権課題を基にしていると思われるが、新たに追加された遺伝子情報(ゲノム情報)に関する偏見や差別の問題を加えなくても良いのか、説明書きも含めて回答をいただきたい。

次に、7ページの間11の「人権侵害を受けた際の相談相手」の表記について、昨今の若い世代はAIやYahoo!知恵袋などに投稿するなどし、ネット上で相談する状況があるが、回答項目にインターネットを加えなくても良いのか。

三点目として、8ページの「人権問題の行政側の取組」とは和泉市の行政の取り組みを指しているのか。また、和泉市の人権擁護条例ができて30年以上が経ち、男女共同参画推進条例の他にも和泉市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例が制定されたが、条例に対する認知度や関心度についても調査すべきではないのか。

最後に、問19の同和問題も若い世代はインターネットを通じて知識を得ている状況だが、そうした社会背景を加味しながら設問を検討すべきではないのか。

【事務局】

ご指摘の間6については、ゲノム情報の設問を追加させていただきたい。

次に、問11・問19については、インターネットやAIについても、ありがたいご指摘であるため、加筆の検討をさせていただく。

8ページの問12の「人権問題の行政側の取組」は、和泉市だけではなく、行政全般についての内容としてご理解いただき、本市の条例に関する認知度や関心度については質問事項として追加検討したいと考える。

【会長】

他に意見等が無ければ、本日のご意見などを踏まえた案の修正については、私と事務局に調整を一任させていただきたいが、よろしいか。

【委員一同】

異議なし

【会長】

それでは、取りまとめた内容については、後日、皆さまにお示しすることとする。

【会長】

では、案件3の「和泉市人権教育・啓発推進計画アクションプランに係る令和6年度進捗状況について」事務局より説明を願いたい。

【事務局】

「和泉市人権教育・啓発推進計画アクションプランに係る令和6年度進捗状況について」説明

【会長】

ただいまの案件について意見や質問などがあれば願いたい。

(意見なし)

【会長】

事務局、その他について何かあるか。

【事務局】

(今後の審議会の予定について)説明

【会長】

ただいまの報告について何かあれば、いかがか。

【委員】

確認だが、調査の実施が12月で、大阪府の府民意識調査の調査票を11月27日前後に配布し、12月中頃を目処に回収するはずだが、この調査期間は和泉市調査と重複することはないのか。

【事務局】

大阪府の調査は11月を予定しているが、和泉市の調査は修正後、12月に実施する予定であり、重複することはないと予想する。大阪府意識調査にも和泉市が含まれるが、府民約3,550人への無作為抽出に対して、和泉市民への割り当ては70名程度であるため、重複して意識調査が届くということは考えにくいと思われる。

【会長】

他にご意見などは無いか。

無いようであれば、本日の議題はすべて終了とする。委員の皆さまよりいただいた貴重なご審議に感謝したい。これをもって議長の任を終わらせていただく。

【事務局】

議事の進行に感謝する。委員の皆様におかれても長い時間に亘り、感謝を申し上げたい。

それでは、これをもって令和7年度第2回和泉市人権擁護審議会を終了させていただく。